

求職者支援訓練（令和6年7月開講コース）の 認定申請書提出に関する事前予約について

求職者支援訓練の認定申請に関し、以下のとおり**事前予約を必須とさせていただきます。**
事前予約期間を過ぎてのお申し込みは原則お受けできませんので、必ず予約受付期間内にご予約をお願いいたします。

1. 事前予約受付期間

**令和6年3月15日（金曜日）～令和6年3月29日（金曜日）の
8時50分～17時**

（認定申請書の提出期間は、令和6年4月8日（月曜日）8時50分から
令和6年4月19日（金曜日）16時00分までとなります。）

2. 連絡先及び受付方法

東京支部求職者支援第一課（03-5638-2283）で、お電話にて受付いたします。
なお、お電話の際、下記の（1）～（10）をお伝え頂きますようお願いいたします。

- | | |
|------|---|
| (1) | 申請事業所名 |
| (2) | ご担当者氏名 |
| (3) | 訓練種別（基礎コース又は実践コース） |
| (4) | 訓練分野 |
| (5) | 申請コース数 |
| (6) | 定員数 |
| (7) | 申請書提出のご都合の良い日時 |
| (8) | 6月開講コースの申請の有無（ 重複申請の有無 ）
※有の場合、該当のコース番号 |
| (9) | カリキュラム内容の変更の有無 |
| (10) | 今まで申請したことがない訓練実施施設（教室）の使用の有無 |

※注意事項

① 申請機関が1回の認定申請期間に申請できる科数は、以下のとおりです。
（※申請できる科数は、開講月ごとに変わる場合がありますのでご注意ください。）

- 基礎コースは、23区優先枠が2科まで、多摩地域優先枠が1科まで。
- 実践コースは、各分野23区優先枠が2科まで、多摩地域優先枠が1科まで。
注 「その他」では、分野が異なっても科数に合算されます。
例：23区で15,18,20分野各1科を申請しようとしても3科となり、
申請できません。

② (8) について、既に特定の教室を認定申請されており、かつ、申請の認定結果が
判明していない段階で同教室にて申請を希望される場合（当支部では重複申請とし
ております。）は、お電話の際に当支部担当までお問い合わせください。（認定申
請期間と認定日の関係上、上記に該当する場合に限りです。）

重複申請においては、先に申請を行った訓練コースが認定となった場合、もう一
方の訓練コースを取り下げいただく必要がございますので十分ご注意ください。

3. 申請書提出方法

来所、郵送、電子メールのいずれかによる提出となります。

なお、申請書の受理を円滑に行うため、初めて申請書を提出される実施機関の方
は、可能な限り来所・持参による提出へのご協力をお願いいたします。

4. 認定申請書類提出日時の決定

当支部において、日時を指定させて頂き、4月4日（木曜日）以降に担当者から電話でご連絡いたします（指定日時のご都合が悪い場合は、直接、担当者と調整してください）。

また、提出日時の決定後に、申請取り止め等でキャンセルされる場合は、速やかにご連絡願います。

5. その他

申請書受付期間内において申請書の受理を円滑に行うため、可能な限り早めに申請書をご提出いただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、記入漏れや不備が多い申請書類については支部へご提出いただいても受領することができず、申請書類を返却する場合がございます。あらかじめご了承ください。なお、申請書類が不足している場合や申請内容に不備がある場合、申請書受付期間最終日 16 時 00 分までに対応が完了しなかった場合は受理できない場合がありますのでご注意ください。

申請書受付期間最終日 16：00 以降に認定申請の内容を変更することは原則認められませんので併せてご注意ください。

ご予約いただいた件数については、当支部ホームページに掲載しますのでご確認をお願いいたします。

★問い合わせ先★

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京支部求職者支援第一課 TEL 03-5638-2283